

# 第 12 次立川市交通安全計画骨子案について

令和〇年〇月〇日  
〇〇委員会 報告資料〇  
〇〇〇〇部〇〇〇〇課

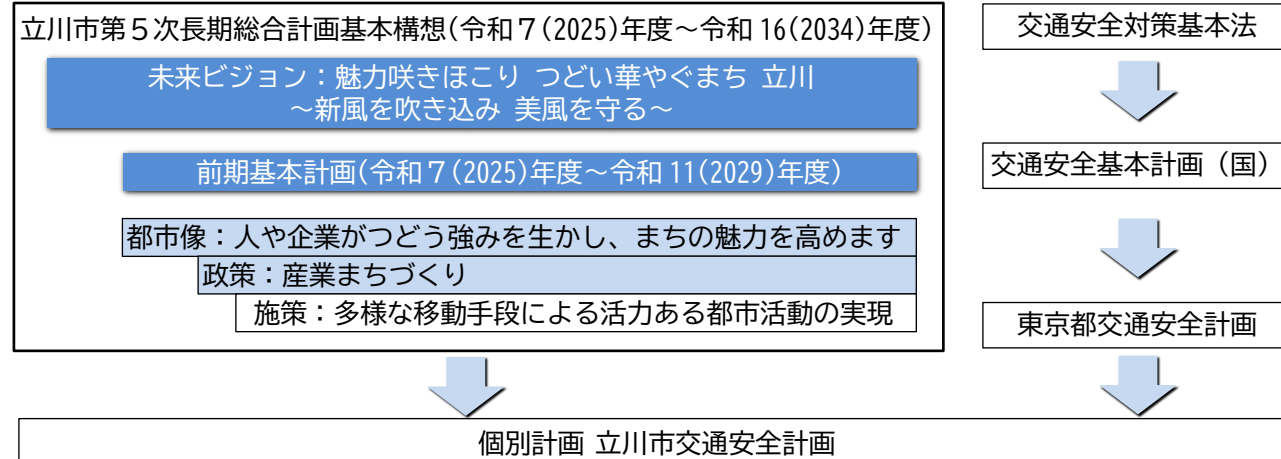
## 計画の概要

### 計画の主旨

- 立川市では、交通安全対策の総合的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき、昭和 46 年以降、11 次にわたり「立川市交通安全計画」を策定し、本市及び関係機関が一体となって各種の施策の実施に取り組んできた。
- 第 11 次立川市交通安全計画（以下、「第 11 次計画」）の計画期間において、令和 3 年に市内の交通事故発生件数は 463 件だが、令和 5 年は 549 件まで増加した。令和 7 年には 498 件まで減少したが、**交通事故は依然として市民の安全・安心を脅かしている状況に変化はない**。また、歩行中、自転車乗用中及び二輪車乗車中で交通事故死者も発生している。
- 交通事故の防止は、行政機関や関係団体が協力するだけでなく、市民一人ひとりも日頃から意識して取り組まなければならない重要な課題である。
- 本計画では、令和 8 年度から令和 13 年度までの 6 年間に講ずべき陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、「第 12 次立川市交通安全計画」を策定し、交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には、交通事故のない安全・安心な立川市の実現を目指す。

### 計画の期間等

- 本計画は、立川市の区域における、道路交通の安全に関する施策の大綱であり、第 12 次東京都交通安全計画に基づき策定する。
- 本計画は、市民に対して、交通安全に関する行動指針を示すとともに、交通安全に関する自助、共助の取組を呼びかける。
- 本計画でいう「市民」とは、在住者、在勤者、在学者のみならず、市内で活動するすべての人を含む。
- 本計画は、一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践に取り組むための指針として定める。
- 本計画の期間は、令和 8 年度から令和 13 年度までの 6 か年。



## 計画の骨子案

目次	概要
<b>第 1 章 はじめに</b> 第 1 節 計画の主旨 第 2 節 計画の期間等	○交通安全対策基本法に基づき、昭和 46 年以降、これまで 11 次にわたり「立川市交通安全計画」を策定し各種施策の実施に取り組んでいる。 ○交通事故の防止は、行政機関や関係団体、市民一人ひとりが日頃から意識して取り組まなければならない重要な課題であり、交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱として「第 12 次立川市交通安全計画」を策定する。
<b>第 2 章 交通事故の現状</b> 第 1 節 第 11 次立川市交通安全計画の目標と成果 第 2 節 交通情勢等 第 3 節 道路交通事故の状況 第 4 節 交通事故発生状況の評価	○「第 11 次計画」では「令和 7 年まで毎年、年間の交通事故死者数をゼロにする」を目標に交通安全対策を実施した。 ○「第 11 次計画」期間（令和 3 年度から令和 7 年度まで）の交通情勢等や道路交通事故の状況について、各種統計数値に基づき分析し、交通事故発生状況の評価を行う。
<b>第 3 章 交通安全対策の実施状況</b> 第 1 節 立川市内での交通安全対策の実施状況	○「第 11 次計画」期間（令和 3 年度から令和 7 年度まで）に、市が実施した道路交通環境の整備や交通安全意識の啓発等、各種の交通安全対策について、実施状況や実績を整理する。
<b>第 4 章 重視すべき視点及び目標</b> 第 1 節 重視すべき視点 第 2 節 第 12 次立川市交通安全計画の目標	○市内の交通事故の減少を図るため、交通事故の当事者（自転車と歩行者）や年齢層（高齢者）に対するより一層の対策が必要であり、重視すべき視点として列挙する。 ○本計画で重視すべき視点を定め、具体的な目標を設定する。
<b>第 5 章 講じようとする施策</b> 第 1 節 道路交通環境の整備 第 2 節 交通安全意識の啓発 第 3 節 道路交通秩序の維持 第 4 節 救助・救急についての啓発 第 5 節 被害者の支援 第 6 節 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保	○施策を実施するための体系及び講じようとする施策について、具体的な項目を列挙する。 ○道路交通環境の整備、交通安全意識の啓発、道路交通秩序の維持、救助・救急についての啓発、被害者の支援、災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保等について、それぞれ具体的な施策内容の検討、整理を行う。
<b>第 6 章 交通安全対策推進体制の強化</b> 第 1 節 交通安全対策推進体制の強化	○本市には、交通事故防止を図るため、必要な事項を審議し市長に答申する機関である「立川市交通安全対策審議会」と、その施策を市民参加で促進する「立川市交通安全運動推進協力会」が設置され、それぞれ活動している。 ○さらに東京都、警察署、消防署、関係各組織が連携し交通事故防止のため効果的な活動を行っている。
<b>資料編</b>	○立川市交通安全対策審議会委員名簿、計画作成経過、パブリックコメント実施結果を掲載。